



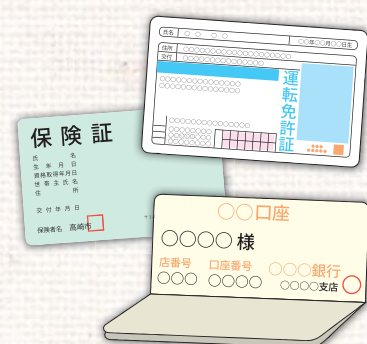
■ 特別定額給付金に関するよくある質問

Q. 給付金はいつ振り込まれるの？

- ▶▶ 申請後、2～3週間ほどで指定の銀行口座に振り込みます。
市役所に申請書などが届いてから、申請内容の確認を行います。書類に不備があると、さらに時間がかかる場合があります。間違いのないよう、申請してください

Q. 添付書類は何が必要なの？

- ▶▶ ・運転免許証や保険証、マイナンバーカード(顔写真のある面だけ)など世帯主の本人確認ができる物の写し
- ・金融機関名や口座番号など世帯主名義の振込先の口座が分かる物の写し



Q. 申請書は市役所に直接持って行ってもいいの？

- ▶▶ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、同封の返信用封筒に入れて投かんしてください。切手は必要ありません。

注意 市から電話で、口座番号を聞いたりATMの操作をお願いしたりすることはありません。不審に思ったら、高崎警察署 (☎ 328-0110) に連絡してください

新型コロナウイルスに関する相談窓口

発熱など気になる症状のある人

- 発熱者受診相談センター (☎ 381-5000)
月～金曜日、午前9時30分～午後4時
- 発熱者外来予約専用電話 (☎ 381-6000)
土・日曜日、祝日、午前9時30分～正午
- 市保健所
保健予防課 (☎ 381-6112)
月～金曜日、午前8時30分～午後9時
市総合保健センター総合管理室
(☎ 381-6123)
夜間、土・日曜日、祝日

予防法などを知りたい人

- 健康課 (☎ 381-6113、381-6114)
月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分
- 厚生労働省の電話相談窓口
(☎ 0120-565653)
午前9時～午後9時

新型コロナウイルス感染症に対する市の取り組みなどは、市の特設サイトから確認できます



新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

特別定額給付金のお知らせ

市は、特別定額給付金の申請書を、5月21日に市内の全世帯に発送しました。
今号では、郵送による申請方法などの内容についてお知らせします。

市の新型コロナに関する特設サイトの給付金のページ▶



特別定額給付金は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、家計への支援を目的に実施される給付事業です。令和2年4月27日時点で各自治体の住民基本台帳に登録されている人を対象に、1人10万円が給付されます。

申請書を各世帯に発送。8月25日までに申請を

市は5月21日、市内の全世帯に申請書を発送しました。給付を受けるには、世帯主が申請してください。送付された申請書に世帯主の情報などの必要事項を記入し、添付書類と一緒に、同封の返信用封筒に入れて投かんしてください。申請期限は、8月25日(火)です。

●添付書類＝世帯主の本人確認ができる物の写し、世帯主名義の振込先の口座が分かる通帳などの写し

申請書が届かない人は、企画調整課へ問い合わせてください。オンライン申請や、本市のダウンロード用の申請書を使って申請をした人は、改めて申請する必要はありません。

問い合わせ先

*申請方法などに関すること
企画調整課

☎ **321-1249**
(月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分)

*制度に関すること
総務省特別定額給付金コールセンター
☎ **0120-260020**
(午前9時～午後8時)

給付額 | 対象者1人につき10万円

申請方法 | 申請書と添付書類を返信用封筒に入れて投かんしてください。申請は、8月25日(火)までです。

